

## 予 防 概 要

予防行政で一番重要な要素は、災害を未然に防ぎ、また災害が発生した場合被害を最小限に食い止めることであり、そのためには、

1. 消防用設備等の完全設置
1. 消防用設備等の維持管理の徹底
1. 防火管理の徹底

が重要であります。

管内には、現在826件の防火対象物があり、各防火対象物の関係者には、自主防火管理の原則である「自分のところは自分で守る」という認識が定着しつつあります。

また、一般家庭における住宅防火対策の推進を図り、建物火災の大半を占める住宅火災の減少に力を入れております。

今後とも立入検査、訓練指導等を通じ、防火に関する各種規制事項のハード面と、防火管理等ソフト面をさらに充実させ、地域住民の安全を図ることが最重要課題であります。

項別・工事別・規制別消防同意件数面積調べ

平成29年中  
単位 平方メートル

分類 項・対象物		新築						増築						その他		合計	
		A		B		小計		A		B		小計					
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
4	店舗	1	313.82			1	313.82									1	313.82
5-口	共同住宅	2	792.96			2	792.96									2	792.96
6-口 (1)	老人福祉施設	1	5126.40			1	5126.40									1	5126.40
6-ハ (3)	保育所	2	1009.66			2	1009.66									2	1009.66
7	学校	2	5189.29			2	5189.29									2	5189.29
12-イ	工場等	2	336.20			2	336.20									2	336.20
15	その他	5	5827.90	2	383.96	7	6211.86	1	1301.52			1	1301.52			8	7513.38
16-イ	特定複合	1	388.78			1	388.78									1	388.78
小計		16	18985.01	2	383.96	18	19368.97	1	1301.52	0	0	1	1301.52	0	0	19	20,670.49
住宅		2	208.67													2	208.67
工作物				2	227.50											2	227.50

備考 (1) Aは、消防法第17条で設備規制を受ける建築物。  
(2) Bは、設備規制を受けないもの、及び消防法施行令第32条で規制緩和を受けた建築物。

## 火災予防条例に基づく各種届出等調べ

(H29. 1. 1~H29.12.31)

種 別 \ 月 別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
防火対象物使用開始届出書 43条		2	3	3	3	2		1			2		16
変電、発電、蓄電池 設備設置届出書 44条—9, 10, 11	5	2	3		4		2			2	1		19
火災とまぎらわしい煙等届出書 45条—1	87	137	92	38	64	79	37	57	78	48	124	126	967
煙火打上げ、仕掛け 届出書 45条—2													0
催物開催届出書 45条—3										1			1
道路工事届出書 45条—5	4	3	7	4	1	2	3		1	4	4	1	34
露店開設届出書 45条—6		2		4			6	2		4	1		19
少量危険物等貯蔵 取扱い届出書 46条					1					2			3

# 防火対象物数

(H30. 4. 1現在)

消防法施行令 別表第1区分		防火対象物	消防法 第8条 該当対象物	消防法施行令 別表第1区分		防火対象物	消防法 第8条 該当対象物	
1	イ	劇場他	3	3	7	小・中・高等学校	23	21
	ロ	集会場他	8	8	8	図書館他	5	3
2	イ	キャバレー他	0	0	9	イ 蒸気浴場	1	0
	ロ	遊技場他	5	5		ロ 公衆浴場	3	2
	ハ	風俗営業等	0	0	10	発着場他	5	0
	ニ	カラオケボックス	2	2				
3	イ	料理店他	0	0	11	神社・寺院	29	24
	ロ	飲食店他	28	22	12	イ 工場・作業場他	78	3
4	店舗他	68	47	ロ 映画スタジオ等		1	0	
5	イ	民宿・旅館他	60	51	13	イ 車庫・駐車場他	10	0
	ロ	共同住宅・アパート	121	7		ロ 格納庫	1	0
6	イ	病院、診療所他	23	9	14	倉庫	53	0
	ロ	老人短期入所施設等	8	8	15	事務所他	134	44
	ハ	老人デイサービスセンター ・保育所等	23	13	16	イ 特定複合用途	98	52
						ロ 非特定複合用途	25	8
ニ	幼稚園他	10	7	17	文化財	1	0	
合 計							826	339

※ 消防法第8条とは、防火管理者が必要な対象物である。

例 特定防火対象物（旅館、病院、店舗等）では、収容人数30人以上、その他の対象物は50人以上。

## 防火管理者選任届、消防計画届出状況

(H30. 4. 1現在)

該当対象物	防火管理者	届出済	253件	93%	未届け	18件	7%
	甲種 271件	消防計画	届出済	202件	75%	未届け	69件
乙種 68件	防火管理者	届出済	55件	81%	未届け	13件	19%
	消防計画	届出済	37件	54%	未届け	31件	46%

## 消防用設備等設置状況

消防用設備等	設置対象物数	設置数	32条等	17条の2の5等	違反
屋内消火栓設備	67件	56件 (83.6%)	11件 (16.4%)		
スプリンクラー設備	16件	16件 (100%)			
自動火災報知設備	362件	321件 (88.7%)	39件 (10.7%)	1件 (0.3%)	1件 (0.3%)
漏電火災警報器	24件	24件 (100%)			
非常警報設備	176件	167件 (94.9%)	7件 (4%)		2件 (1.1%)
避難器具	75件	75件 (100%)			
誘導灯	382件	378件 (99%)	4件 (1%)		

注 1 32条等とは、消防法施行令第32条により消防用設備の設置を免除したもの及び17条の2の5による既存防火対象物に対して消防用設備の設置義務がないものをいう。

### 消防用設備等の点検報告状況 (H29.12.31 現在)

点検対象物	764件	報告済 217件 28%	未報告 547件 72%
うち、1,000㎡以上	153件	報告済 100件 65%	未報告 53件 35%